

# 会 議 録

## 1 会議名

令和2年度第8回大潟区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### ・報告事項（公開）

（1）諮問第62号の答申文について

（2）令和2年度冬期道路交通確保除雪計画について

### ・協議事項（公開）

令和3年度地域活動支援事業大潟区取組方針について

### ・その他（公開）

## 3 開催日時

令和2年11月26日（木）午後6時30分から午後9時30分まで

## 4 開催場所

大潟コミュニティプラザ 2階 大会議室

## 5 傍聴人の数

4人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：五十嵐郁代、五十嵐公子、金澤信夫、君波豊（会長）、佐藤忠治（副会長）、

新保輝松、関清、土屋郁夫、中野幹根、濁川清夏、俵木一松、俵木晴之、

細井雅明（14名中13名出席）

・柿崎区総合事務所：高橋班長

・事務局：大潟区総合事務所 熊木所長、柳澤次長（総務・地域振興グループ長兼務）、

平山市民生活・福祉グループ長、渡邊教育・文化グループ長、佐藤班長、岩

片班長、水澤主任（以下グループ長はG長と表記）

## 8 発言の内容（要旨）

### 【柳澤次長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

### 【君波豊会長】

- ・挨拶
- ・会議録の確認：中野幹根委員に依頼

### 【君波豊会長】

それでは、3報告事項「諮問第62号の答申文について」事務局から説明を願う。

### 【岩片班長】

資料No.1-1、1-2により説明。

### 【君波豊会長】

質問、意見はあるか。

（一同無し）

次に「令和2年度冬期道路交通確保除雪計画について」事務局から説明を願う。

### 【高橋班長】

令和2年度冬期道路交通確保除雪計画書により説明。

### 【君波豊会長】

質問、意見はあるか。

### 【金澤信夫委員】

問い合わせやクレームが大変多いという話だが、今後は各個人が問合せするのではなく、町内会でまとめて問い合わせるとのことか。

### 【高橋班長】

苦情等は個人から電話が来ることが多いが、個人であると名前や住所を言わない方が多い。場所についてもはっきり言ってくれないこともあり、色々なことを言われても対応のしようがないことがある。なるべく、町内会で意見や苦情をある程度まとめていただくと対応の仕方も変わってくるのかというところをお願いをさせていただいている。

【金澤信夫委員】

それは分かったが、町内会に対しての周知はどういった方法ですか。

【高橋班長】

町内会長協議会である。

【金澤信夫委員】

はっきりとそういった指示をするということか。

【高橋班長】

今までもずっと同じようにお話をさせていただいている。

【金澤信夫委員】

昨年の町内会長協議会定例会の場では、そういった話はなかったような気がするが。

【佐藤班長】

町内会でまとめて苦情や要望を挙げてほしいという話は、ずっと以前からである。ただ、説明会の中で町内会長にそこまで細かく説明しなかった場面もあるかもしれない。高橋班長が話したとおり、名前も言わない、場所も言わない、ただ苦情だけが飛んでくるということが実際ある。そんな中で、「雪が多くなり排雪をお願いしたい。」等の話になると、すぐということではなく排雪の準備ができてからということになるので、その場合は、町内会長に町内の状況を確認していただきながら、排雪の要望を出していただきたいというような意味合いである。我々もパトロールをしているが、交差点の雪の処理や圧雪の状況も、町内会長の目を見ていただいた中でご連絡いただきたい。

【金澤信夫委員】

了解した。町内会長が交代しているところもあるので、12月の町内会長協議会定例会では再度説明をお願いしたい。

【関清委員】

町内への周知はどうなるのか。

【佐藤班長】

町内会長協議会の中で除雪の説明をさせていただく。その時に、口頭ではありますけれども「ぜひ町内会で要望を取りまとめてお願いしたい。」と依頼している。

【関清委員】

文書にしたらどうか。

**【佐藤班長】**

そこまでは考えていない。どうしても個々で電話をかけてくださる方はおられる。

**【関清委員】**

そのことは分かったが、それをきちんと町内会長に説明もするが、文書でも持っているという状態を作ったらいかがか。

**【佐藤班長】**

文書にしてお願いするということまでは今までもやっていないし、今までどおりのやり方でやらせていただきたいと思っている。

**【関清委員】**

書くだけではないか。

**【佐藤忠治副会長】**

私も、除雪の苦情は取りまとめて町内会長から行政にというのは聞いたことがない。除雪の関係で町内会長協議会に話をするのなら、回覧板の案を作って依頼したほうがいいのではないか。

**【君波豊会長】**

私も町内会長の経験があるが、町内会長経由で申し出をすとなっている。個々でやると自分の家だけ、自分のエリアだけとなる。例えば排雪場所にしても町内会長は把握しているが、個人では把握していないのですぐ対応できないこともある。町内会長は承知されていると思われるが、今年さらに徹底していただければいいと思う。

**【高橋班長】**

内部で検討させていただく。

**【君波豊会長】**

そうしていただきたい。お願いだが、歩道、通学路の関係は小型ロータリーでやっていただいている。市道、国道は丁寧だが、県道はあまり丁寧でない。市のほうから県へ要望を入れていただきたい。特に市道と県道の交差する場所や市道から県道へ出るところが気になる。

**【俵木一松委員】**

2年ほど前、2種路線は除雪したが、3種路線の除雪を忘れてしまったということがあった。夕方の除雪だったが、その後に雪が強く降って車が入れなかったという事案が

あった。その辺のところを除雪業者に再度連絡をして、間違いなく除雪するようにお願いしたい。

**【五十嵐公子委員】**

県道沿いに赤い布の付いた旗を設置している家がある。除雪しないでほしい等の意味があるのかと思うが、そういったところを守って行っているのか。

**【高橋班長】**

個人で設置していると思われる。行政ではポールを設置しており、それが除雪の機械が通る幅の目安になっている。それ以外の旗等は、個人で障害物があるなどで設置していると思われる。

**【五十嵐公子委員】**

それに対して対応はしないということか。

**【高橋班長】**

それは特に業者のほうでは対応していないと思う。そういった旗があれば、オペレーターもそこに何かあるのだろうという気持ちになると思うので、多少避けるとかがあるかと思う。行政で設置はしていない。

**【君波豊会長】**

他にあるか。

(一同無し)

皆さんの手元に関係資料が配付されているので、気付いた点等があれば担当職員へ連絡をしていただきたい。

(高橋班長、佐藤班長退席)

協議事項に移る。「令和3年度地域活動支援事業大潟区取組方針について」事務局から説明を願う。

**【水澤主任】**

参考資料について説明。

**【岩片班長】**

前回の地域協議会で五十嵐郁代委員から、「前期の地域協議会委員に行ったアンケート結果をまとめたものがないか。」との質問をいただいた。その設問の中で、地域活動支援事業に関するものは2つあった。うち、地域活動支援事業取組方針に関して参考になる

設問は1つであり「採択した事業がより一層地域に貢献するために、どのような工夫が考えられるか。」というものであった。大潟区の委員からは、「継続性を見込めない団体等の採択は、拒否できる規定が必要ではないか。」「備品の場合は、保管、整理、管理がどのようになされているかを審査の際に把握する必要がある。」「継続性の高い事業を優先して採択するべきではないか。」といった意見があった。この後の審議の参考にしてほしい。

**【君波豊会長】**

今ほどの説明を踏まえて、令和3年度を取組方針を協議する。まず、大潟区の採択方針について、変更あるいは追加等が必要かどうか意見はあるか。

**【新保輝松委員】**

協議しようとしているのは、令和3年度地域活動支援事業大潟区取組方針についてということだが、5月21日の勉強会のときに「地域活動支援事業の審査について」と「地域活動支援事業の概要について」という資料が配付された。これと大潟区取組方針とは別のものなのか。

**【岩片班長】**

勉強会では、地域活動支援事業の全体像と審査について説明した。令和2年度を取組方針は、すでに前期委員で決定しており、それをもとに説明した。

**【君波豊会長】**

大潟区の採択方針について意見はあるか。当初配られたファイルの中に全区の採択方針が載っている。大潟区の採択方針については、これまでの協議会の中で言葉を選びながら作ってきており、そんなに異論はないのではないかと考えている。優先して採択する事業として5つ挙げてあるが、これについてみなさんから意見をいただきたい。

**【細井雅明委員】**

今回意見を集約して、令和3年度の大潟区取組方針が決まるということによろしいか。

**【君波豊会長】**

そういう事である。

**【細井雅明委員】**

備品購入について、採択方針に明記している区がある。Q&Aなど市から出ているものには記載があるが、大潟区は明記していないので文言を追加したらどうか。例として

は、板倉区がその他考慮すべき事項として多く書いてある。Q&Aにも基本的にはレンタルで対応するよとということが書いてあるので、そういったことも含め一文載せたらいいのではないか。備品を目的として提案してくることはないと思うが、提案時にそれを考慮した内容が網羅されるように願いたいと感じたので追記したらどうか。その他の事業の下に記載するといいいのではないか。

**【君波豊会長】**

備品の購入については、優先して採択する事業から外れるという表現で表すという事か。

**【細井雅明委員】**

その他の事業として、「優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択する。」とあるが、そのあとに記載する。例として中郷区の採択方針で、その他の事業の中に「また、備品の購入については、活動を行う上での必要性、使用頻度、費用面等を考慮した上で、レンタル等よりも購入したほうがメリットがある場合やレンタル等ができない場合は対象とします。」と記載されている。

**【君波豊会長】**

例えば、清里区の場合は補助率・補助限度額等の項目の中で備品に関して記載していて、そういった方法もある。基本的には、どの区も「優先して採択する事業」、「その他の事業」の中でそこまでは記載されていない。板倉区についてはよく確認していなかった。今の意見についていかがか。募集要項では「物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業」は対象外だと記載がある。備品を購入して終わりではなく、それが活動のベースとなっていくと判断されれば、それも活動支援事業であると思う。優先して採択する事業等の項目にそういった文言を入れるかどうかだが。

**【細井雅明委員】**

私が言ったのは、その他の事業である。

**【金澤信夫委員】**

私は、今の文言については採択方針には入れなくていいと思う。別途、取り扱いとか、注意書きとか、附則等どこでもいいので入れて周知すればいいと思う。

**【細井雅明委員】**

備品の購入に関して、使用頻度というか、必要ではあるがどこかで貸し出されている

ものを使用すれば足りる程度のものなのかを含めて、どうしても購入する必要があるのかとか、例えば、印刷機などの様に高額ではあるが、みんなが使いたいなどの有益性があるということを考えたときに、備品の購入が目的ではないが、購入することによって公共性や活用性がアップするというようなことも含めて、あえて記載が必要だと考えた。

**【土屋郁夫委員】**

私も入れた方がいいと思う。市の令和2年度地域活動支援事業に関するQ&Aをみると、レンタルを活用するよう書いてある。ハード事業も対象になると書かれているが、細井委員の意見のように「レンタル等できるならそうしてください。」といれておくと分かりやすいと思う。ただ、取組方針を提案者が知らなければ意味がない。そこを募集のところに入れなければ意味がない。私は入れておいた方が分かりやすいと思う。

**【佐藤忠治副会長】**

募集要項にも記載をして、総合事務所でも周知している。また、受付時にも提案者に確認をしている。

**【土屋郁夫委員】**

受付の段階か。

**【佐藤忠治副会長】**

提案する団体も、そういったことを分かっている提案してくる。以前、法被の購入の提案で、購入したものを利用して他地域の団体と一体となって活動するというものがあった。地域協議会で議論して審査したことがあった。申請の時は必ず地域協議会でもチェックするし、総合事務所でも確認する。

**【土屋郁夫委員】**

その辺からみると、一番揉めた記憶があるが、防災士会の他支部から借りられるのではないとか、そういう規定もあるのではないか。使うときに本当に必要かどうか。

**【君波豊会長】**

提案される中身によって、備品そのもので終わってしまうのか、あるいは備品購入によって団体の活動が広がっていくのか。そういう部分は判断できると思う。

**【土屋郁夫委員】**

了解した。今の説明を聞いて、提案する方が分かれば問題ないのでわざわざ入れなくていい方と思う。

**【君波豊会長】**

その他の事業の中に備品に対する文言を入れて制約を付けるという意見が出ている。ただ、その他の事業も場合によっては最低基準になる可能性もある。金澤委員からは、あえて必要ないのではないかという意見もあった。皆さんが心配される内容であれば、補助率等で制約条件も付けられるのではないかと思う。

**【佐藤忠治副会長】**

皆さん初めてなので、来年もう一年やって、その結果、それを追加したらどうかを判断よいかと思う。私と会長と五十嵐郁代委員は経験があるが、募集の時にお願いしていることであり、審査の時にも協議するし、提案団体も承知している。もう一年やってみて、その後に協議して必要ならば入れればいいのではないか。

**【五十嵐郁代委員】**

募集要項の中に既にそういった文言が入っているので、申請する側はそれを前提として申請してくるという点においては、採択方針の中に入れるか入れないかは、審査する私たち側のことであるのかと思う。大潟区地域協議会委員の中の共通認識がきちんとできていれば文言として今は入れる必要はないと思う。ただ今後、毎回のように備品購入ということのみで提案してくる団体がいれば、申請する時点で工夫等が必要になってくると思う。今回は大きな額の備品購入が何件かあったと思うが、そういったところを全体の目で見ながら共通認識を持たせるようなことも今後は必要になってくるかと思う。今年度は、様子を見るということでもいいかと思う。

**【君波豊会長】**

採択方針は、令和2年度に準じたものでよろしいか。

(一同了承)

**【土屋郁夫委員】**

提案書で活動分野が13くらい載っているが、これと優先して採択する事業がうまく対応せず、分かりにくい印象になっている。

**【水澤主任】**

提案書1ページの活動分野は、その団体のもともとの活動分野を記入いただいている。そのため、その団体がこれまで活動してきた分野とこれから提案しようとする事業が一致しない可能性がある。

【土屋郁夫委員】

これから提案しようとするものはどこに記入するのか。

【水澤主任】

提案書2ページの2事業の概要の(3)に採択方針との整合という欄がある。

【土屋郁夫委員】

ここに大潟区の方針を入れてもらうと分かりやすい。

【岩片班長】

採択方針との整合の欄だが、大潟区の採択方針は団体に示してある。提案団体はそれに照らして、自分たちの提案事業は、この採択方針にこういう意味でマッチしているということをお書きいただく欄である。

【土屋郁夫委員】

言っていることは分かった。しかし、他の区を見るとますます分かりにくいところである。先ほど、副会長からの提案のように1年やってみて検討するのがいいかもしれない。柿崎区などは優先して採択する事業を9項目も挙げている。

【佐藤忠治副会長】

その点は各区に任されている。

【土屋郁夫委員】

安塚区は、克雪・利雪・親雪に資する事業なども優先的に採択する事業としている。

【君波豊会長】

話を戻すが、採択方針について令和2年度に準ずるということでよろしいか。

(一同了承)

次に、提案事業の制限について協議する。令和2年度は同一団体による提案件数を制限していなかった。令和3年度は制限をつけるか、従来通り制限なしとするか意見はあるか。

【君波豊会長】

令和3年度に一つの団体が何件提案できるかということである。

【佐藤忠治副会長】

なかなか提案数が少なくて地域協議会からお願いすることもある。まちづくり大潟は毎年、提案してくれてありがたい。年々提案数が少なくなって、地域協議会も困ってし

まう。まちづくり大潟は、町内会長協議会と連携して提案をしている。小さな団体では1回提案すれば終わりだが、まちづくり大潟は、同じ年度で3件、4件と提案することもあるが、いろいろ検討して提案していただいているので、制限はない方がいいと思う。

**【君波豊会長】**

同じ団体が何件提案するかという話であるが、まちづくり大潟くらいの規模の団体であれば2件、3件は処理できると思うが、小さい団体は1件を完結するのに精一杯というのが実態ではないかと思うので、特に制限を付けないということによろしいか。

(一同了承)

次に審査方法について審議する。審査員、審査内容、採点方式について意見はあるか。

**【細井雅明委員】**

プレゼンテーションであるが、時間の関係でパソコンを使用しているパワーポイント等を使っていない。それは、パソコンの入れ替え等での時間のロスということであったが、今の時代、プレゼンテーションといえばパソコンで、資料を見なくてもわかるようなものが主流である。時間のロスは、やり方の問題であって、パソコンを使っているプレゼンテーションも選択できるようにした方がいいと思う。

**【君波豊会長】**

今、具体的な中身に入ってしまったが、審査内容についてプレゼンテーションを実施するかしないかである。

**【細井雅明委員】**

プレゼンテーションは、必要がないという団体はする必要はないと思う。

**【君波豊会長】**

先ほど私が例を示したが、多くの区がプレゼンテーションを実施することになっているし、プレゼンテーションはしてもらいたいというアンケート結果もある。ただ、実施方法は整理してもらった方がいいと思う。

**【細井雅明委員】**

審査手順での話になるのか。

**【佐藤忠治副会長】**

審査内容で「書類及びプレゼンテーションにより審査する」としている。

**【土屋郁夫委員】**

審査方法の部分はそのままにして、審査手順の中の「提案事業ごとにプレゼンを行いながら質問書の回答を確認する」の部分に細井委員の言うようにプロジェクターの利用等を書けばいいのではないか。

**【細井雅明委員】**

審査内容で「書類及びプレゼンテーションにより審査する」とあり、「及び」という記載だとプレゼンテーションが必ず必要になる。やらない場合は「又は」になる。

**【佐藤忠治副会長】**

補助金は上越市の公金である。我々の税金で実施するものであり、提案者の熱意などに直接触れた方がいいと思う。大潟区の場合は事前に委員が勉強会を開催して、お互いに協議をして提案者に質問を投げかける。プレゼンテーションはその回答をもらう場でもある。事業の概要は書類を見て検討をしており分かっていることである。提案者の熱意や質問の回答を聞いて採点基準とする。私は、プレゼンテーションを必ず実施したほうがいいと考える。

**【細井雅明委員】**

質問の回答は、プレゼンテーションの場でなく事前に貰えばいいと思う。

**【佐藤忠治副会長】**

それでは、プレゼンテーションの意味がない。

**【細井雅明委員】**

今年度もプレゼンテーションはプレゼンテーション、質問の回答は回答という団体があったのではないか。それであれば、プレゼンテーションと質問の回答は別々なので、回答は書面でもいいのではないか。それを生で聞く必要はない。回答を書面で配付する団体、プレゼンテーションの書面を読んで終わるような団体もある。提案団体によって方法を選択できるようにした方がいいと思う。今はパソコンを使えないという制限がある。私は、パソコンを使った方がより表現力が上がると思う。

**【佐藤忠治副会長】**

私はパソコンの使用は必要ないと思う。

**【土屋郁夫委員】**

私は、色々な地域の地域協議会を傍聴に行っているが、パソコンを使っているところ

は非常に分かりやすい。紙の資料ではわかりにくい場合もあるので、パソコンの使用には異議はない。ただ、細井委員の意見は、審査手順の項目に入ってしまった。それは、また後で議論したらどうか。

**【君波豊会長】**

審査としては、書類とプレゼンテーションで行うということによいか。

(一同了承)

採点方式は、個別採点方式によいか。

(一同了承)

次に、「審査項目と事業の採択」について審議する。まず、基本審査について意見はあるか。基本審査で適合しないとした委員は、共通審査に参加しなくてもいいのではないかという意見もあったが、その辺りも含めてどうか。

**【金澤信夫委員】**

それは私の意見である。基本審査で適合しないと判断したにもかかわらず、共通審査をしなければいけないのかと審査時に悩んだ。基本審査で落としたのだから、共通審査は低くなるに決まっている。それがいい方法なのか疑問を持った。

**【佐藤忠治副会長】**

みんなの採点で基本審査を通った場合は、共通審査の採点に加わってもいいと思う。共通審査の採点で、低い点数を付ければいいのか。私も何年もそうしてきた。

**【金澤信夫委員】**

おっしゃるとおりなのだが、どうしても共通審査の採点に身が入らない。

**【佐藤忠治副会長】**

それでも、共通審査で低い点数を付ければいい。基本審査を通った場合は、それに従って共通審査の採点に参加したほうがいいと思う。

**【君波豊会長】**

そういったジレンマもあると思うが、基本審査で適合しないとした場合、共通審査での評価が低くなるというのはこの世の常であり、一般的にはそういう方式になると思う。

**【俵木一松委員】**

今の話だと、地域自治区の採択方針で適合なしとした場合には、次の共通審査基準の採点のやる気が起きないというのが金澤委員の意見だと思う。その時に地域自治区の採

択方針に適合なしと判断しても、全体の意見として適合すると認められた場合には、自分が適合なしとしていても採点するべきだと思う。

**【君波豊会長】**

これもまた検討課題になるかと思う。令和3年度はこの方法でやってみて、それで変更したほうが良いということになれば変更するということがか。

**【俵木晴之委員】**

基本審査だが、地域活動支援事業の目的に合致しているかどうかの審査以前に、目的に合致していなければ、総合事務所で受付の時に外してしまうと思う。だから、金澤委員の意見と同じで、基本審査で否とした場合は、共通審査をやらなくていいと思う。受付段階で総合事務所が良いか悪いか判断すると思うので、総合事務所が良いと判断したけれども、実際に審査をしてみて、やはり違うなと判断したのなら共通審査は審査しなくてもいいと思う。

**【君波豊会長】**

総合事務所でノーということは、おそらくできないと思う。個人的な営業目的であるとかがはっきりすれば「受け付けられません。」ということもあるかもしれないが、それ以外の安全安心な地域づくりのための事業だとか、地域資源等を活かした事業などにマッチして提案書を書かれていれば受付を通ってくる。そうした提案については、基本審査を通るレベルのものであると思う。ただ、個人的に各委員の皆さんが審査した時に基本審査を否としたなら、共通審査の採点が低くなるということになるのではないかなと思う。

**【俵木晴之委員】**

実際は受付の段階で否というのはなくて、問題があれば相談にのったり指導したりして提案できるようにすると思うのだが、それでも基本審査の段階で、各委員が否と判断すれば共通審査はしなくていいと思う。

**【佐藤忠治副会長】**

以前、サツマイモの栽培のために植える機械と収穫する機械を提案してきた団体があった。いろいろ協議して、ほとんどの委員が営利目的であると判断して、基本審査で適合しないとした。基本審査で採択しなくなったので共通審査はしなかった。基本審査で適合するという委員が2分の1以上となった場合は、すべての委員がそれぞれの思い

で採点すべきだと思う。最初の段階で自分は適合しないと思ったが、他の委員の多くが適合すると思ったのであれば、共通審査で自分の考えで低い点数を付ければいいと思う。

**【新保輝松委員】**

基本審査は、共通審査に進めるかどうかの判断をすることになる。多数の委員が、これは共通審査をしようという判断をすれば、みんなで審査をすればいい。例えば、委員の3分の1が基本審査で適合しないとして、共通審査に加わらないとすると、基本審査で適合するとした委員だけで共通審査を行えば点数が高くなるに決まっている。適合しないとした委員も入って、全員で採点をするからそれなりの点数になってくるのだと思う。

**【俵木晴之委員】**

金澤委員に質問だが、基本審査で適合しないとした委員は共通審査に参加しないというのは、基本審査で適合しないとした委員のみが共通審査に参加しないということか。

**【金澤信夫委員】**

参加しないとまでは言っていない。

**【君波豊会長】**

2分の1以下の委員が基本審査で適合しないとしても、2分の1以上の委員が適合するとすれば共通審査に進む。その段階で適合しないとした委員は参加しなくてもいいのではないかというのが金澤委員の意見である。

**【金澤信夫委員】**

私は、基本審査、共通審査を一本化したほうがいいという意見である。

**【五十嵐公子委員】**

賛成。

**【君波豊会長】**

基本審査なしで、いきなり採点するということか。

**【五十嵐公子委員】**

申請するときには行政の窓口で審査を受けて、それを私たちが適合するか否かではなく、すぐに採点する方がいいと思う。基本審査をしないで、すぐに採点するほうが迷わない。

**【君波豊会長】**

行政は、申請に対してイエス、ノーは言えない立場である。イエス、ノーを言う立場なのは我々であるということをご理解願いたい。

**【五十嵐公子委員】**

それは、もちろんである。

**【君波豊会長】**

受付の時に、極端におかしいという申請については、行政が指導をして再提出を促すことはされると思う。意見のように、いきなり共通審査を行う方法もあると思う。点数の高い順から採択していったら、予算額に達したところは減額しても事業を実施できるかを確認して採択している。

**【俵木晴之委員】**

金澤委員、五十嵐公子委員の意見で、受付段階で否になることはまずない。それであれば、基本審査と共通審査を一本化したほうがいいと思うが、大潟区だけが基本審査をしないというのは駄目なのではないか。

**【岩片班長】**

参考までに、今確認できるだけで4つの区が基本審査なしで行っている。そこは各区の判断となる。

**【俵木晴之委員】**

それであれば、基本審査なしのほうがすっきりするのではないか。

**【五十嵐郁代委員】**

私も基本審査は必要ないと思う。例えば、2分の1の委員が基本審査で適合しないとした場合で、次の共通審査のところで非常に低い点数をつけた委員がいたとしても、非常に高い点数をつける委員がいれば、それは平均点としてある一定の点数以上になれば採択されてしまうわけである。そうすると委員として採点する気持ちの中では、納得いかない部分が出てくると思う。基本審査を無くして、すぐに共通審査に進めば点数をつけやすいと思う。事前に基本審査を踏まえてしまうと、点数をつけるときに非常に迷いが出たり、どういう採点にしたらいいのかとなってしまう。私は今回、そういうところがあり、結果として私がつけた点数よりも平均点が上回って採択されてしまったものがあって、非常に残念な思いをしたので、いきなり採点のほうがよいと思う。事業の採択

のところで、みんなで理解しあえるようなルールを決めるなどの工夫は必要かと思う。  
点数配分や平均点の取り方などについても協議が必要だと思う。

**【新保輝松委員】**

基本審査を通過している提案に対して、共通審査の採点であまりに低い点数を付けてはいけないのかとと思っていた。中には、基本審査を合格しているにもかかわらず、共通審査では採択されるぎりぎりの点数となった提案もあった。それはあり得ないと思った。本来なら基本審査で多くの委員が適合するとしていけば、12.5点よりもずっと上の点数になるだろうとと思っていたが、辛うじて採択された提案があった。私は、そんなやり方としておかしいと思った。だから、最初から基本審査をなくして、0点から25点の範囲で採点をすればいいのではないか。

**【佐藤忠治副会長】**

長年審査をしてきたが、平均点を出すときは最高点と最低点を除いて計算する。だから、もう一年この方法でやってみてから審議したほうが良いと思う。お互いに思いが違う。勉強会でいろいろ議論するが、これはもう基本審査で撥ねられて当然なのに、なんで他の委員は基本審査を通すのかというものが何件かあった。何年も審査をしてきたが、そういったものが必ずある。そして、採点をするとなんでこんなに高い点数なのかというものがある。毎回、毎回ある。それは同じである。基本審査をすると皆がどういう傾向で審査をしているかが分かる。

**【土屋郁夫委員】**

私も基本審査はいらない。それで、最低点と最高点を外すのが問題であればやめれば良い。この場合で言うと、次のところに関係してくる。事業の採択のやり方に絡んでくるのでちょっと複雑である。

**【君波豊会長】**

基本審査というのは全員の目合わせでもあると思う。

**【土屋郁夫委員】**

その中で、適合しないとした委員が2分の1以上で不採択になった提案はあるのか。

**【君波豊会長】**

ほとんどない。

【土屋郁夫委員】

それであれば、すぐに採点して審査すればいいだけの話である。

【君波豊会長】

14人のうち12人は適合するとしたが、2人は適合しないとする事例はある。

【土屋郁夫委員】

基本審査で落とされたことがないのであれば、すぐ採点をすればいい。

【佐藤忠治副会長】

基本審査で落とされた例もある。先ほど話したサツマイモの例がある。

【土屋郁夫委員】

何百分の1か。

【佐藤忠治副会長】

1件である。採点はしないで不採択となった。だから基本審査は必要である。営利目的の事業を採点する必要はない。

【俵木晴之委員】

それは、入口の段階で間違っている。

【土屋郁夫委員】

それであれば、そもそも総合事務所の役割がないのではないか。総合事務所は判断しないということなのか。

【君波豊会長】

総合事務所が判断するのではない。

【五十嵐公子委員】

だが、先ほど指導すると言っていた。

【土屋郁夫委員】

中身そのものが事業の趣旨に合っていない提案でも、第1次の受付は総合事務所である。

【君波豊会長】

ただ、我々が協議してそういった中身であったとしても、提案する側としては団体の活動の発展性や進展性等で提案してくる。

**【土屋郁夫委員】**

大潟区では、審査前に提案書の写しを貰って委員が確認しているわけだから、その段階である程度判断がつくのではないか。先ほどのサツマイモのような事例があるのであれば。

**【関清委員】**

その内容も、個人の場合なのか、過疎限界集落で地域振興のためにサツマイモを選んだということであれば話が変わるのではないか。

**【君波豊会長】**

あまり、囚われないでほしい。

**【関清委員】**

例えば、そういった条件によっては、地域振興に係わる問題ということで引っ掛かるところもある。そういう意味で受け付けることもあってよいのではないか。

**【佐藤忠治副会長】**

私が言ったのは、最初のころの地域活動支援事業である。提案する側も、分からないから駄目で元々で申請してくるケースが多かった。そのため自分は、基本審査で適合しないとすることが多かった。しかし、適合すると判断する委員が多く、審査しながら不思議であった。そのため、共通審査で低い点数を付けることもあった。

**【君波豊会長】**

いろいろなご意見があるが、提案者の思いを我々が考えることも大事である。その辺も考慮しなければならない。この項目についても、先ほどからいうように、令和3年度は令和2年度と同様にやってみてはどうか。そのうえで、令和4年度から改めるところは改めるということでも遅くはないと思う。令和3年度の審査の時には、基本審査がない場合を想定しながら向かってもらうといいと思う。

**【土屋郁夫委員】**

逆に基本審査ではじかれた団体は、ものすごくショックを受けて帰るわけか。

**【君波豊会長】**

先ほども言ったように、2分の1以上ということなので。

**【土屋郁夫委員】**

ですから、仮に2分の1以上にならなかった団体がいたとしたら、せっかく申請した

が持って帰ることということになる。

【佐藤忠治副会長】

先ほども言ったように、駄目で元々で申請してくる。

【土屋郁夫委員】

駄目で元々ではないかもしれないではないか。

【佐藤忠治副会長】

いや、そうである大体。

【土屋郁夫委員】

それは過去の事例であって、新たに申請してくる団体は分からない。新たに若者が団体を作って活動しようとしたけれども、高齢の委員が審査して、駄目だったとなる。

【佐藤忠治副会長】

そんなことはない。

【土屋郁夫委員】

そういう事も考えられるということである。それは、佐藤副会長の言い分であって、若い人から見ればそうなる。

【君波豊会長】

今のこのメンバーが、令和3年度の提案内容を見てそういう判断をするかもしれないということか。それは、あり得るかもしれない。ただ、私が言ったように、提案者の声などを総合的に判断して、入口でアウトであるということはそんなにないと思う。過去のアンケートの回答にもあったが、「地域協議会委員はできるだけ採択してあげようという気持ちがないのではないか」という意見もあった。

ここで、一旦休会とする。

～休会～

【君波豊会長】

再開する。

審査項目と事業の採択だが、基本審査についていろいろ意見も出ているが、令和2年度の実行方針を踏襲して、また不都合があればその後に直していくということでどうか。

(一同了承)

では、共通審査項目と点数配分について意見はあるか。

**【岩片班長】**

補足する。審査項目については基本となる最低限のものを記載してある。これについては協議していただき、追加等があれば足していただきたい。点数については各項目5点となっているが、これは各区の考えで変更することもできる。例えば、公益性が高いものの配点を高くして、実現性の配点を低くするなどである。そこは、各区の判断に任されている部分であり議論していただき、その結果変更となっても問題はない。

**【君波豊会長】**

共通審査の項目の追加と配点について意見はあるか。

**【土屋郁夫委員】**

審査結果は、委員は当然持っているが、一般にはどこまで公表されるのか。

**【岩片班長】**

皆さんから審査いただき、採点結果を地域協議会で報告している。その資料は公開しているため、点数についても公開されている。

**【君波豊会長】**

多くの区がこの項目でやっているような気がするが、かなり細かくやっている区もある。特に意見がなければ、共通審査項目と点数配点は、令和2年度と同じでよいか。

(一同了承)

次に、事業の採択等の項目だが意見はあるか。ここも長い時間をかけてきて今の状態になった。意見がなければ、令和2年度のやり方を踏襲することでよいか。

(一同了承)

では、審査手順に入る。この中でプレゼンテーションを行うという文言も出てくるので、先ほど意見のあったプレゼンテーションについても協議いただければと思う。プレゼンテーションでパソコン等を使用するという意見もあったが、規模の小さな団体は難しい場合もある。その辺りも考えてほしい。

**【土屋郁夫委員】**

すべての団体にパソコンを使用してプレゼンテーションを行ってくれと言っているわけではない。ただ、使用したほうが分かりやすい場合もある。あとは、取組方針の中にどう記載するかである。記載しなくてもいいのであれば、それでもよい。

**【佐藤忠治副会長】**

提案団体から希望があれば、その時点で協議して検討すればよいのではないかと。

**【土屋郁夫委員】**

プレゼンテーションを行うが、パソコンの使用も可能ということ募集要項に記載するとか、配布の時に伝えることでいいのではないかと。

**【君波豊会長】**

設備的には可能だと思う。あとは、提案団体がそういったことに長けているかどうかである。

**【細井雅明委員】**

スケジュール的に、提案団体へ質問書を送付してからプレゼンテーションまでは1週間程度なのか。

**【君波豊会長】**

今は、勉強会で出た質問をまとめて送付し、プレゼンテーションの中で回答していただいている。

**【細井雅明委員】**

その回答が、口頭の団体もあれば書面の団体もある。私は、事前に質問の回答を貰っておいて、プレゼンテーションの中では回答をしない方がいいのではないかと。スケジュール的に難しいのであれば駄目であるが。

**【君波豊会長】**

プレゼンテーションは、提案団体の発表が尻切れとなるケースが目立つように思う。回答を事前に提出してもらえばいいと思う。

**【岩片班長】**

提案団体に質問書を送付して、提案団体が内部で検討する時間は、1週間から10日しか取れない。それを踏まえて、事前に回答を提出してもらおうとなると提案団体の負担が増える。この次の議論になるかと思うが、その点も踏まえて検討していただきたい。

**【土屋郁夫委員】**

募集の時に明示しておけば理解を得られるのではないかと。

**【関清委員】**

しかし、1週間では短い。

**【岩片班長】**

募集要項に記載することは可能である。しかし、委員が協議して質問をまとめるまで、提案団体はどんな質問が出てくるかは分からない。

**【君波豊会長】**

今後、募集要項も皆さんにお示しして確認いただくが、そこで検討いただきたい。提案団体の負担となり、提案数の減少に繋がってもいけない。他に意見はないか。

**【佐藤忠治副会長】**

他区の地域協議会を傍聴していると、提案団体の代表者が地域協議会委員である場合審査から外れるとしているところがある。安塚区では、見積書を発行した業者代表者が地域協議会委員の場合には、審査から外れるという意見もあった。

**【君波豊会長】**

補助金額の項目についても皆さんから特に意見がなければ、令和2年度 of 取組方針を踏襲して令和3年度も実施するということでよいか。

(一同了承)

成果報告、募集期間、周知・事前相談についても日時を変更する以外は、令和2年度 of 取組方針を踏襲して令和3年度も実施するということでよいか。募集期間については、アンケート結果でも「特に問題ない。」という回答が多かった。成果報告会については、提案団体が提出した資料を事務局から整理してもらい資料を作成してきた。先ほどのプレゼンテーションの話のように、提案団体から希望があればパソコンを使用するという方法もあるが、そこは、その時点で希望があれば対応するようにしたい。

**【水澤主任】**

これまでの成果報告会では、発表者の後ろに事業の写真を写していた。

**【君波豊会長】**

これまではそのような形で実施してきたが、これも皆さんから一度経験していただき、こうしたほうがいいのかということがあれば、令和4年度から改めていきたい。ただ、提案団体に負荷がかからないように考えていきたい。

**【佐藤忠治副会長】**

長年、大瀨区の成果報告会は土曜日に開催してきた。私は非常にいいと思う。安塚区は平日の6時か7時ころから開催している。これだと夜遅くなり提案団体は大変である。

土曜日の午後から開催する方が、提案大体にとってもいいのではないかと思います。

**【君波豊会長】**

これからの協議の中で、お互いの日程等も踏まえて決めていけばいいと思う。では、総体的に令和2年度を踏襲して令和3年度も取り組むということによいか。

(一同了承)

では、令和3年度の実行方針は令和2年度を踏襲して様子を見る。その中でお互いに勉強しあって、よりよい実行方針としていきたいと思うがよろしいか。

(一同了承)

また、皆さんのお手元にある各区の実行方針にも目を通していただき、各区の状況を把握しておいていただきたい。その中から得るものもあると思う。

**【水澤主任】**

確認するが、募集期間は令和3年4月1日(木)から5月6日(木)まで、事前相談は3月1日(月)から3月31日(水)までということによろしいか。

(一同了承)

**【君波豊会長】**

その他に移る。委員から何かあるか。

**【佐藤忠治副会長】**

令和2年度頸北地区地域協議会委員合同研修会について報告。

**【君波豊会長】**

大潟区連絡会議について報告。

**【柳澤次長】**

第9回地域協議会を12月17日(木)午後6時30分から開催する。

**【佐藤忠治副会長】**

会議の閉会を宣言

9 問合せ先

大潟区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL : 025-534-2111 (内線 201、216)

E-mail : ogata-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。